

施策 (- 2 - 1) 廃棄物等の循環システムの構築

目的

環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、廃棄物等の排出抑制、再使用、再生利用の促進や適正処理を進めることにより、最終処分量の減量をめざします。

成果指標と目標値

目標値(平成19年度)	現状値(平成15年度)
一般廃棄物最終処分量 3.7万トン	4.9万トン
一般廃棄物再生利用率 23.5%	17.5%
産業廃棄物最終処分量 14.6万トン	28.1万トン
産業廃棄物再生利用率 58.0%	53.9%

一般廃棄物は、家庭から出る廃棄物や事務所・商店などの紙ごみ、飲食店の生ごみなどです。目標値は、「しまね循環型社会推進計画」における平成22年度の目標値の最終処分量2.7万トン、再生利用率28%より設定しました。現状値は、平成14年度です。

産業廃棄物は、事業活動から生じる廃棄物であって、法及び政令で指定したものです（農業系の廃棄物を除く）。目標値は、同計画の平成22年度の目標値の最終処分量13.6万トン、再生利用率59%より設定しました。現状値は、平成11年度です。

現状と課題

県民一人あたりの一般廃棄物排出量や年間のごみ処理経費は全国平均値よりも低くなっていますが、最終処分場所の確保難や環境対策への社会的コストの増大などから一層の排出抑制が必要です。（図表1参照）

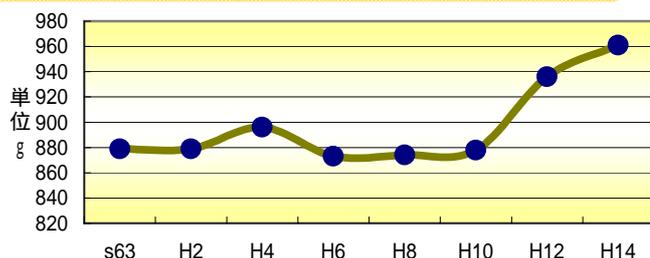
再生利用率も全国平均値より高くなっていますが、分別収集の取り組みには地域格差がみられます。

産業廃棄物の排出量は全国と同様に微増傾向にありますが、県では発注する建設工事での発生材の再資源化を促進して再生資源の利用に努めたり、污水处理施設で発生する汚泥を緑農地、建設資材などに有効利用しており、各事業者においても排出抑制対策への取り組みが求められています。（図表2参照）

廃棄物の不法投棄や不適正な処理事例は後を絶たず、これらを防止するためのパトロールや取締まりの強化などが必要になっています。

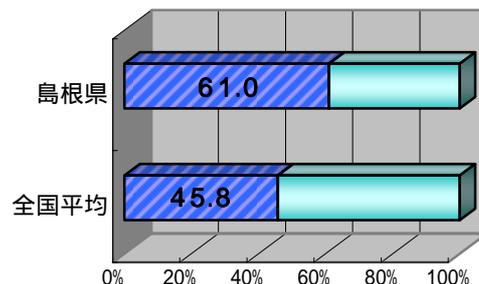
環境への負荷の少ない循環型社会を実現するには、県民、事業者、行政のそれぞれが適切な役割を担い、廃棄物等の3R（排出抑制、再使用、再生利用）及び適正処理に努めることが必要です。

図表1 1人1日当たりごみの総排出量(島根県)



資料：県廃棄物対策課調べ

図表2 産業廃棄物再生利用率(H13年度)



注) 全国平均では農業系廃棄物を含み、島根県では除く

目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

事業名	概要
<p>廃棄物の減量化・循環利用対策事業</p> <p>〔担当課〕廃棄物対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>県民、事業者、行政それぞれの廃棄物の3R（排出抑制、再使用、再生利用）の取り組みを促進します。</p> <p>県民の3R推進事業 事業者の3R推進事業 市町村の3R施策推進事業</p>
<p>一般廃棄物適正処理対策事業</p> <p>〔担当課〕廃棄物対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>一般廃棄物の適正な処理を推進するため、廃棄物処理法に基づいた一般廃棄物処理施設の計画的な整備や適正な管理運営が行われるように市町村等の指導を行います。</p> <p>一般廃棄物処理施設整備事業 一般廃棄物処理施設の許可(届出受理)・監視・指導事務</p>
<p>産業廃棄物適正処理対策事業</p> <p>〔担当課〕廃棄物対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>安全で信頼できる産業廃棄物処理体制を確保するため産業廃棄物処理業者等に対する指導や最終処分場の水質検査、排出事業者への指導・啓発や県外排出事業者との事前協議を通じた指導などを行い、適正処理を推進します。</p> <p>産業廃棄物排出事業者、処理業者、処理施設の監視・指導等事務</p>
<p>環境犯罪対策の推進</p> <p>〔担当課〕警察本部生活保安課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>警察・市町村などの関係機関との連携の強化や不法投棄が頻発する重点監視地域を中心とした地域住民監視モニターの参加などによって全県的な監視、指導体制を確立し、不法投棄等の未然防止早期発見に努めます。</p> <p>産業廃棄物の不法投棄等対策強化事業</p>
<p>公共事業等の環境対策事業</p> <p>〔担当課〕技術管理室</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>廃棄物の不法投棄等環境犯罪を抑止するため、関係機関との連携を強化し、合同パトロールの実施や早期発見のための情報収集活動に努め、環境犯罪の取締り・検挙を強化します。</p> <p>環境犯罪対策事業</p>
<p>公共事業等の環境対策事業</p> <p>〔担当課〕技術管理室</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>県事業においては建設工事の副産物であるコンクリート塊アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等について最終処分量をゼロにし、建設工事に必要となる土砂については原則として工事間利用でまかなうことをめざします。</p> <p>公共事業等の環境対策事業</p>
<p>バイオマス利活用の推進事業</p> <p>〔担当課〕農林水産総務課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>地域にありながら活用されていないバイオマス（再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの）資源の利活用を推進し、環境と調和のとれた資源循環型社会の形成を促進します。</p> <p>バイオマス利活用フロンティア推進事業</p>